

林業・木材産業循環成長対策事業

〔間伐材生産〕

定額単価（交付額算定用）

令和8年4月7日以降適用

新潟県農林水産部林政課

林業・木材産業循環成長対策事業（間伐材生産）の交付の額を算定するための定額単価を本表により定め、適用する。

1 間伐材生産

（１） 間伐材の生産

ha 当たりの間伐材の搬出材積に応じた間伐の定額単価は以下のとおりとする。

交付の額は、下表の定額単価に間接費相当額を加えた額を当該施行地に適用する定額単価とし、これに事業実施面積を乗じた額と事業の実施に要した経費のいずれか低い額で算定するものとする。

間接費相当額は、「森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について」（平成 23 年 3 月 31 日付け 22 林整整第 857 号林野庁森林整備部整備課長通知）に基づき算出する（千円未満切り捨て）。

ha 当たり 搬出材積	40m3以上 50m3未満	50m3以上 60m3未満	60m3以上 70m3未満	70m3以上 80m3未満	80m3以上 90m3未満	90m3以上
定額単価（千円/ha） （間接費を除く）	315	353	397	434	479	523

（２） 関連条件整備活動

間伐材生産に関連した条件整備活動の定額単価は以下のとおりとする。

交付の額は、下表の定額単価に事業実施面積若しくは延長を乗じた額と事業の実施に要した経費のいずれか低い額で算定するものとする。

区分	条件	定額単価
対象森林の調査及び 森林所有者の同意の取り付け	1ha 当たり	24 千円/ha (消費税相当分除く。)
森林作業道整備	1m 当たり	2 千円/m
鳥獣害防止施設		
剥皮防護（テープ巻）資材設置	500～1000 本/ha 当たり	78 千円/ha
	1000～1500 本/ha 当たり	108 千円/ha
	1500 本/ha 以上	122 千円/ha